

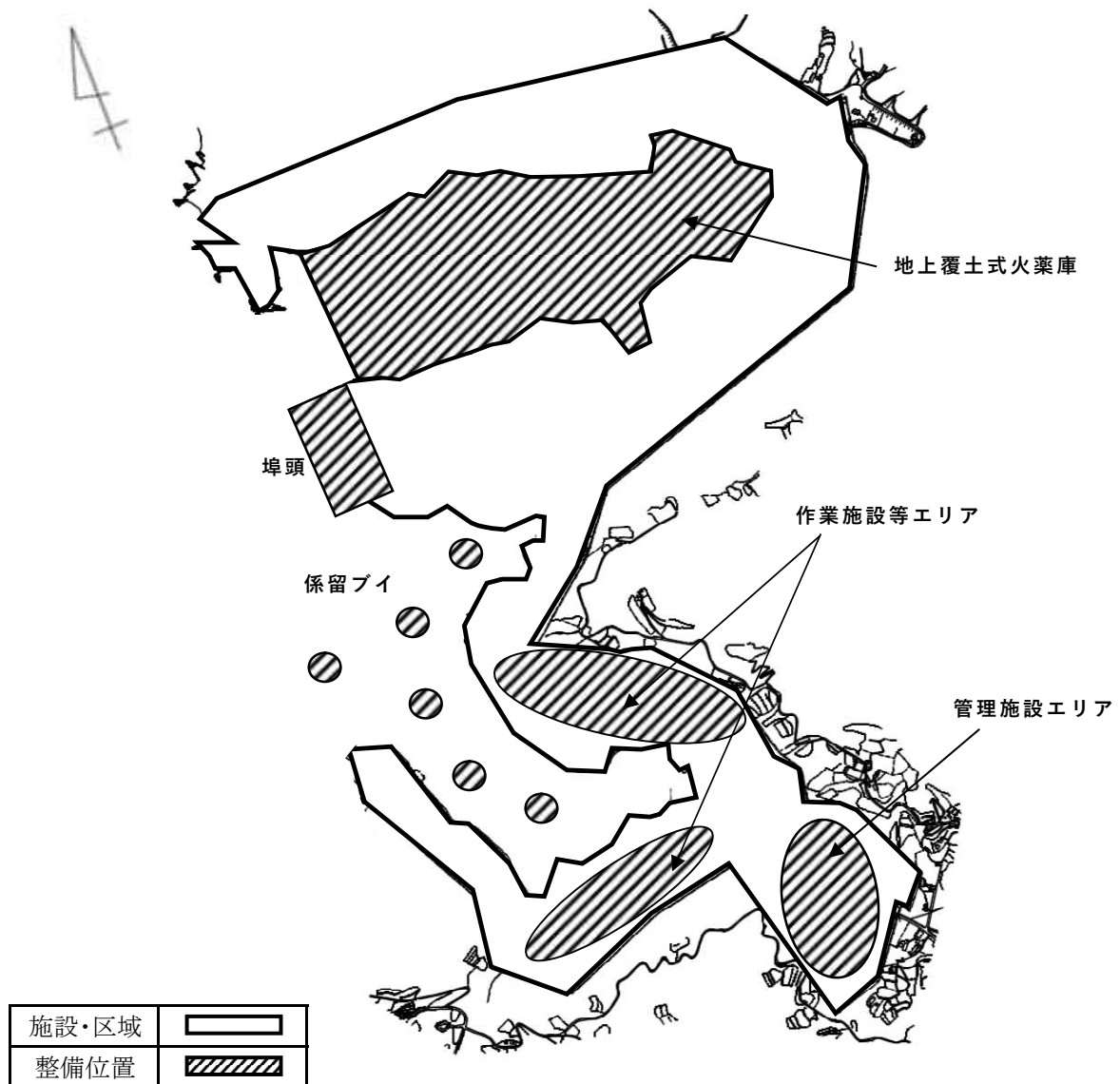
日米合同委員会合意事案概要

件名	佐世保地区における米軍施設・区域の整理等について
承認年月日	令和7年8月28日
施設・区域名称	—
合意対象所在地	長崎県佐世保市
合意対象面積等	土地： —
	水域等： —
	建物： —
	工作物： —
	附帯施設： —

【事案内容】

本件は、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設先となる針尾島弾薬集積所における施設の配置案について、日米合同委員会の承認を得たものである。

添付資料：佐世保地区における米軍施設・区域の整理等について



佐世保地区における米軍施設・区域の整理等について

長崎県佐世保地区では、狭あいな場所に、在日米軍の施設、自衛隊の施設、民間企業の施設が混在しているところ、防衛省は、地元佐世保市などの要望も踏まえ、防衛施設と民間施設のすみ分けを進めています。

平成23年1月には、日米合同委員会で、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の針尾島弾薬集積所への移設と返還について合意しましたが、移設先の施設の配置案については、その後の日米間の調整に委ねられていました。

日米両政府は、平成23年1月の日米合同委員会合意に沿って、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設先となる針尾島弾薬集積所における施設の配置案について検討を進めてまいりました。今般、施設の配置案について日米間で合意に至り、本日、日米合同委員会において、概要以下のとおり承認を得たので、お知らせします。

1. 安久ノ浦湾を埋め立て、地上覆土式火薬庫を整備する。
2. 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）や佐世保港（立神岸壁）の埠頭で行われている弾薬類の積み下ろし・積み込み機能を移設するため、安久ノ浦・牛ノ浦間に埠頭を設置する。これにより、主として弾薬を積載した船舶が埠頭に直接接岸する方法で弾薬を海上輸送することが可能となり、安全性と運用性がさらに向上する。
3. 波浪、高潮や津波への対策として必要な措置を講じる。
4. 牛ノ浦湾に、船舶の係留に用いるブイ6基を設置する。
5. 施設の整備に当たっては、日米双方の基準を満たすこととする。

（参考）平成23年1月の日米合同委員会合意概要

- 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）は、針尾島弾薬集積所の施設・区域（隣接する水域を埋め立てることにより生じる土地を含む。）内に、現有の規模・機能の範囲内で移設すること。
- 針尾島弾薬集積所の既存施設は、現有の規模・機能の範囲内で移設又は集約すること。
- 移設に当たっては、日米双方の関連する基準を満たすこと。
- 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の代替施設が建設されるとともに、米海軍家族住宅の不足の解消のための措置（家族住宅及び関連する住宅支援施設の整備）が講じられた後、米側は佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）を返還すること。

以 上